

一般社団法人日本データベース学会 役員候補者選出及び役員選出等に関する細則

2021年12月27日制定

2026年3月26日改定

(総則)

第1条 この内規は、「役員候補者選出及び役員選出等に関する規程」に関する細則を定めるものである。

(理事会推薦候補者の絞り込み手続き)

- 第2条 「役員候補者選出及び役員選出等に関する規程」第2条第4項で規定する区分毎の理事会推薦候補者数の範囲を超える場合、その絞り込み方法を規定する。
2. 各役職区分における選出は、理事会が絞り込みを行う。絞り込みは、次の各号に従い行う。
- (1) 現役員および代議員に対し、役職区分別に理事会推薦候補者数の範囲内で投票を求め、上位から順に本人の承諾を得て理事会推薦候補者として決定する。なお、得票数が同数の場合は、理事会の決定するところによる。
 - (2) 同一人が二つ以上の役職区分に候補者として推薦されたときは、候補者の意志により、一つの役職区分に限定し、他は削除する。
 - (3) 選出にあたっては、候補者の過去の学会活動経験、及び性別、年齢、地域等のダイバーシティを考慮するものとする。

第3条 (改廃)

この細則の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

1. 本細則は、2021年12月27日より適用する。
2. 2026年3月26日の改定は、改定日より適用する。